



行政文書一部開示決定通知書

3 選 第 6 2 9 号

令和 3 年 12 月 28 日

田中 智之 様

愛知県選挙管理委員会



令和 3 年 12 月 18 日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を開示することとしましたので、愛知県情報公開条例第 11 条第 1 項の規定により通知します。

行政文書の名称	【田原市】愛知県知事解職請求に係る仮提出時の点検票データの修正について	
開示を実施する日時及び場所	日 時	令和 3 年 1 月 5 日 9 時 0 0 分
	場 所	県民生活課（愛知県県民相談・情報センター） （愛知県自治センター 2 階）
開示の実施の方法	写しの交付	
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用 2 写しの送付に要する費用	8 0 円 円分
開示しないこととした部分	個人の住所及び氏名	
開示しないこととした根拠規定及び当該根拠規定を適用する理由	愛知県情報公開条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため。	
連絡先	愛知県選挙管理委員会事務局 電話 052-954-6069（ダイヤルイン）	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、愛知県選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合は、1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります。）。
- 1 の審査請求をした場合は、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県選挙管理委員会となります。）。

注 1 当日は、この通知書を持参の上、上記の開示場所までお越しください。

2 当日御都合が悪い場合には、あらかじめ御連絡ください。

~~3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。~~

行政文書開示請求書

令和3年12月18日

愛知県選挙管理委員会

殿

氏名 田中 智之

(法人その他の団体にあつては、
名称及び代表者の氏名)

郵便番号 〒 4600002

住所(居所)又は事務所
(事業所)の所在地 愛知県名古屋市中区丸の内2-7-19 丸の内
タナカビル5階

電話番号 0522183655

愛知県情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示請求をします。

行政文書の名称その他の 開示請求に係る行政文書を 特定するに足りる事項	愛知県選挙管理委員会事務局長作成令和2年10月19日付「愛知県知事解職請求に係る署名簿の受付事務について(通知)」第6項に基づき、下記各選挙管理委員会が、愛知県選挙管理委員会に送付した、事務報告メールとその添付文書(「署名総数計算票及び署名簿点検票」はCD-Rでの開示、他は紙での開示)。 記 田原市選挙管理委員会が、令和3年12月15日以降に提出したものを。	
開示の実施の方法 (希望する方法を選択 してください。)	<input type="checkbox"/> 1 閲覧・視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 2 写しの交付 (写しの郵便等による送付 <input type="checkbox"/> 希望する ・ <input checked="" type="checkbox"/> 希望しない)	
※備考	行政文書の名称	
	担当課等	

注1 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、当該写しの作成の費用(写しの郵便等による送付を希望する場合の当該送付の費用を含む。)を負担していただきます。

2 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。

3 ※の欄は、記入する必要がありません。

担当者氏名